

県営住宅応募の手引き (令和3年度)



- 1 県営住宅とは、**住宅に困っている方の公的な賃貸住宅**です。
(したがって、入居される方の**所得制限**があります。また、家賃を低れんにするために**税金**が投入されて管理運営されています。)
- 2 県税等を滞納していないことが必要です。
- 3 申込みは、1世帯1住戸で**郵送のみ有効**です。(郵便消印日に**注意願います**。)
- 4 入居契約には、**連帯保証人(所得のある方)**が1名必要です。
- 5 入居契約までに、**敷金(家賃3か月分)**、**保証金(駐車場使用料3か月分)**等の納付が必要です。
- 6 浴槽・風呂釜が設置されていない住宅では、**自己負担での設置**となります。
- 7 申込みにあたっては、住宅応募の手引き及び定期募集住宅一覧表等をよくご覧のうえお申込みください。
単身で入居される場合は、単身入居の資格要件(5ページ)をご確認ください。

主な募集スケジュール(変更になる場合があります)

募集月	定期募集住宅一覧表等の配布	申込受付期間 (最終日の郵便消印有効)	抽選日	入居可能日
6月	6月1日(火)	6月1日(火)~12日(土)	6月22日(火)	7月30日(金)
9月	9月1日(水)	9月1日(水)~12日(日)	9月22日(水)	10月29日(金)
12月	12月1日(水)	12月1日(水)~12日(日)	12月22日(水)	1月31日(月)
3月	3月1日(火)	3月1日(火)~12日(土)	3月23日(水)	4月27日(水)

最終チェックリスト(投函の前にもう一度ご確認ください)

募集月	募集区分	申込住宅名	形式	エレベータの有無	駐車場の有無	浴槽等の有無	申込人数	月額所得	家賃ランク
6月				有・無	有・無	有・無			
9月				有・無	有・無	有・無			
12月				有・無	有・無	有・無			
3月				有・無	有・無	有・無			

チェック

1. 提出する「①申込用紙 ②抽選番号票 ③抽選結果通知書」の**赤枠内を漏れなく記入**した。
2. 上記②, ③のハガキ2枚に63円切手をそれぞれに貼った。
3. 申込資格要件(募集区分等)を再確認した。(P5)
4. **重大なルール違反(家賃滞納・ペット禁止)や契約時に必要な手続き(敷金)等を再確認**した。

※[該当者]は以下もチェックして下さい。

チェック

5. [単身可住宅]に申込みするので、資格要件を確認した。(P5)
6. [特別割当住宅]に申込みするので、申込みに必要な証明書を申込用紙裏面にのり付け添付した。(P5)
7. [抽選優遇]を受けるにあたって、その資格を確認し申込書の該当箇所を○で囲んだ。
8. [多数回落選の抽選優遇]のため、落選ハガキ等10枚の写しを申込用紙裏面にのり付けした。

アクセス(抽選会場)



お問合せ先

宮城県住宅供給公社(ふるさとビル)

〒980-0011
仙台市青葉区上杉一丁目1番20号

☎(022) 224-0014

…入居管理課(8時30分~17時15分)

【24時間テレホンサービス(テープ再生)】

☎(022) 213-1861

ホームページ

パソコン用 URL <http://www.miyagi-jk.or.jp/>

携帯電話用 URL <http://www.miyagi-jk.or.jp/chintai/i/>

FAX (022) 262-4277

宮城県住宅供給公社 東部支社

石巻市東中里一丁目11番2号

☎(0225) 85-0296(8時30分~17時15分)

※県営住宅の詳細については、ホームページをご覧ください。

県営住宅応募の手引き 配布場所

- ①宮城県住宅供給公社 入居管理課
- ②宮城県住宅供給公社 東部支社
- ③各県合同庁舎
- ④各公共職業安定所
- ⑤仙台市各区役所・総合支所窓口
- ⑥仙台市役所市民のへや
- ⑦仙台市各証明発行センター
- ⑧県内各市町村役場

※ 各募集期間中の土日祝日は、①宮城県住宅供給公社(ふるさとビルのみ)で配布しています。

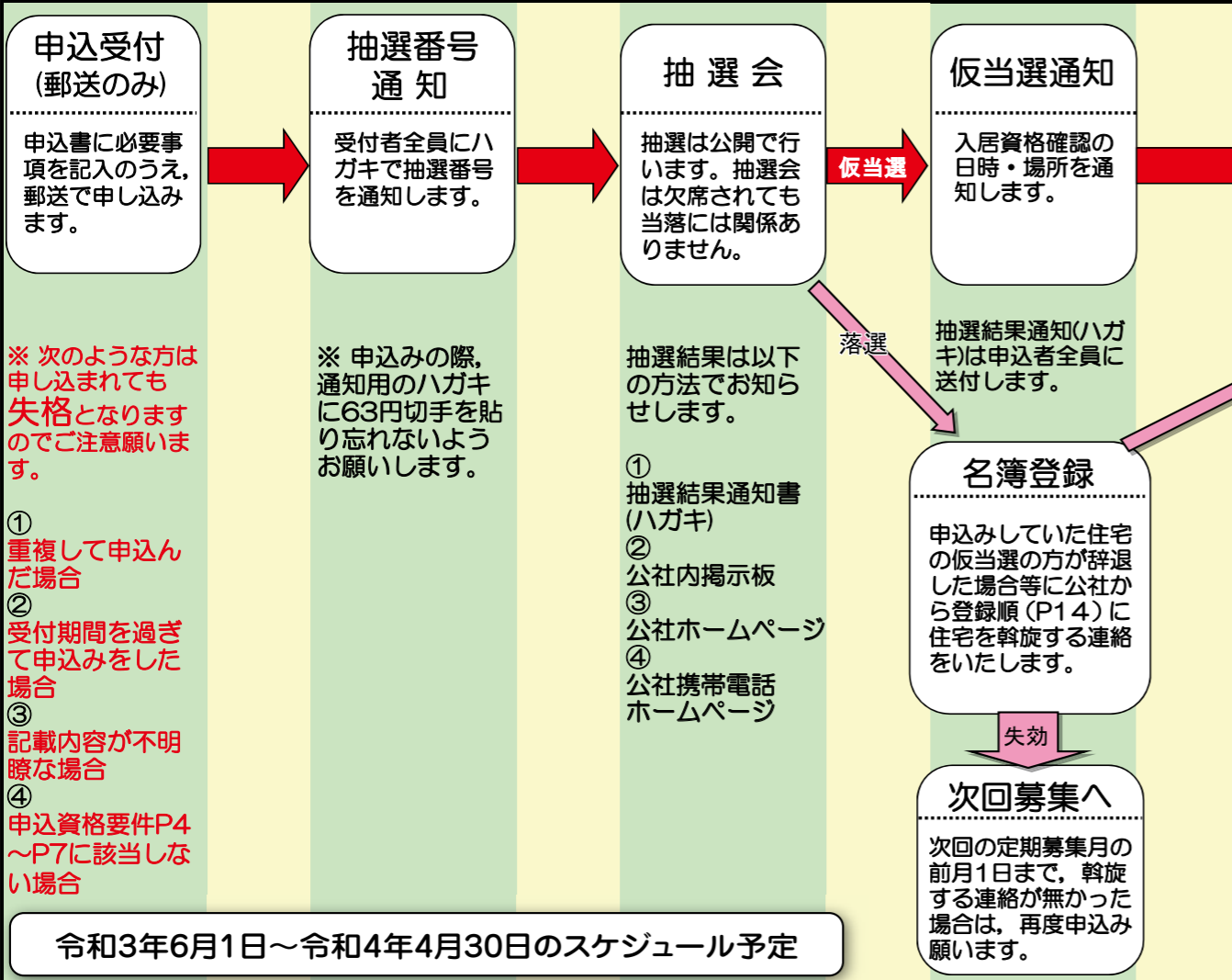


※問い合わせ先は裏表紙をご覧ください。

目次	ページ
1 県営住宅への申込み	
(1) 申込みから入居までの流れ	P 1~2
(2) 申込みの手順について	P 3
2 申込資格	
(1) 申込資格確認フローチャート	P 4
(2) 県営住宅の資格要件(募集区分)	P 5
(3) // (特殊事情)	P 6
(4) // (所得基準)	P 7
3 月額所得	
(1) 月額所得の算出について	P 8~12
(2) 月額所得の算出例	P 13
4 その他	
(1) 抽選に際しての優遇措置	P 14
(2) 申込用紙等の記入例	P 15~16
(3) 主な市町の県営住宅分布図	P 17~18

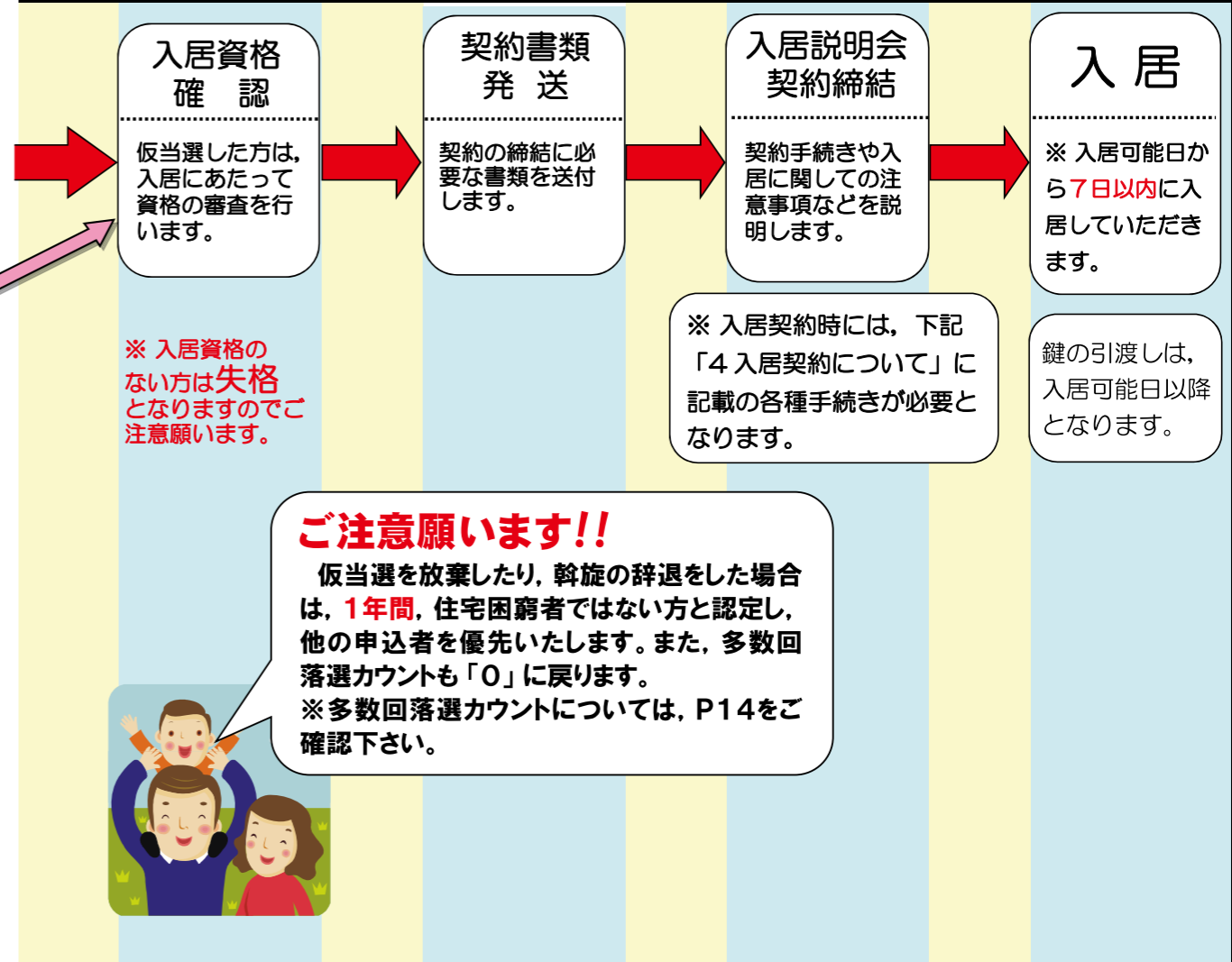
申込みから入居までの流れ

1 申込みから抽選まで



受付期間	発送日	抽選日	発送日
6月1日～12日	6月17日	6月22日	6月23日
9月1日～12日	9月16日	9月22日	9月24日
12月1日～12日	12月17日	12月22日	12月23日
3月1日～12日	3月17日	3月23日	3月24日

2 仮当選から入居まで



資格確認	発送日	入居説明	入居予定日
7月5日～7日	7月15日	7月27日～28日	7月30日
10月5日～7日	10月14日	10月26日～27日	10月29日
1月5日～7日	1月14日	1月25日～26日	1月31日
4月5日～7日	4月14日	4月22日～25日	4月27日

※ 入居予定日は変更になる場合があります。

3 県営住宅に入居するに当たって

次のような重大なルール及びマナー違反は、退去事由となります。

- (1) 家賃の滞納
- (2) 動物飼育・餌付け
- (3) 違法・迷惑駐車
- (4) 騒音

4 入居契約について

入居契約には次の手続きが必要となります。

必要

- (1) **連帯保証人** (所得のある方) が1名必要です。
*生活保護を受けている方などで、身寄りがなく連帯保証人を立てられない方は、お問い合わせください。
*既に他の県営住宅入居者の連帯保証人となっている方を、連帯保証人とすることはできません。
- (2) **敷金** (家賃の3か月分) 及び**保証金** (駐車場使用料3か月分) と入居月の日割家賃及び日割使用料の納付が必要です。
*これらは契約までに納付していただくことになります。
- (3) **単身世帯**での入居の場合は身元引受者も必要となります。

申込みの手順について

Step1 資格要件の確認

- 4ページの「**申込資格確認フローチャート**」で申込資格があるかどうかを確認します。
※6ページの「**県営住宅の資格要件（特殊な事情等がある場合）**」も確認してください。
- 別紙の「**定期募集住宅一覧表**」から申込みする住宅を選びます。このとき、5ページの「**県営住宅の資格要件（募集区分）**」を見て募集区分とその資格要件を確認します。
※募集していない住宅に申込みをされた場合や重複して申込みをされた場合は、失格となりますのでご注意ください。



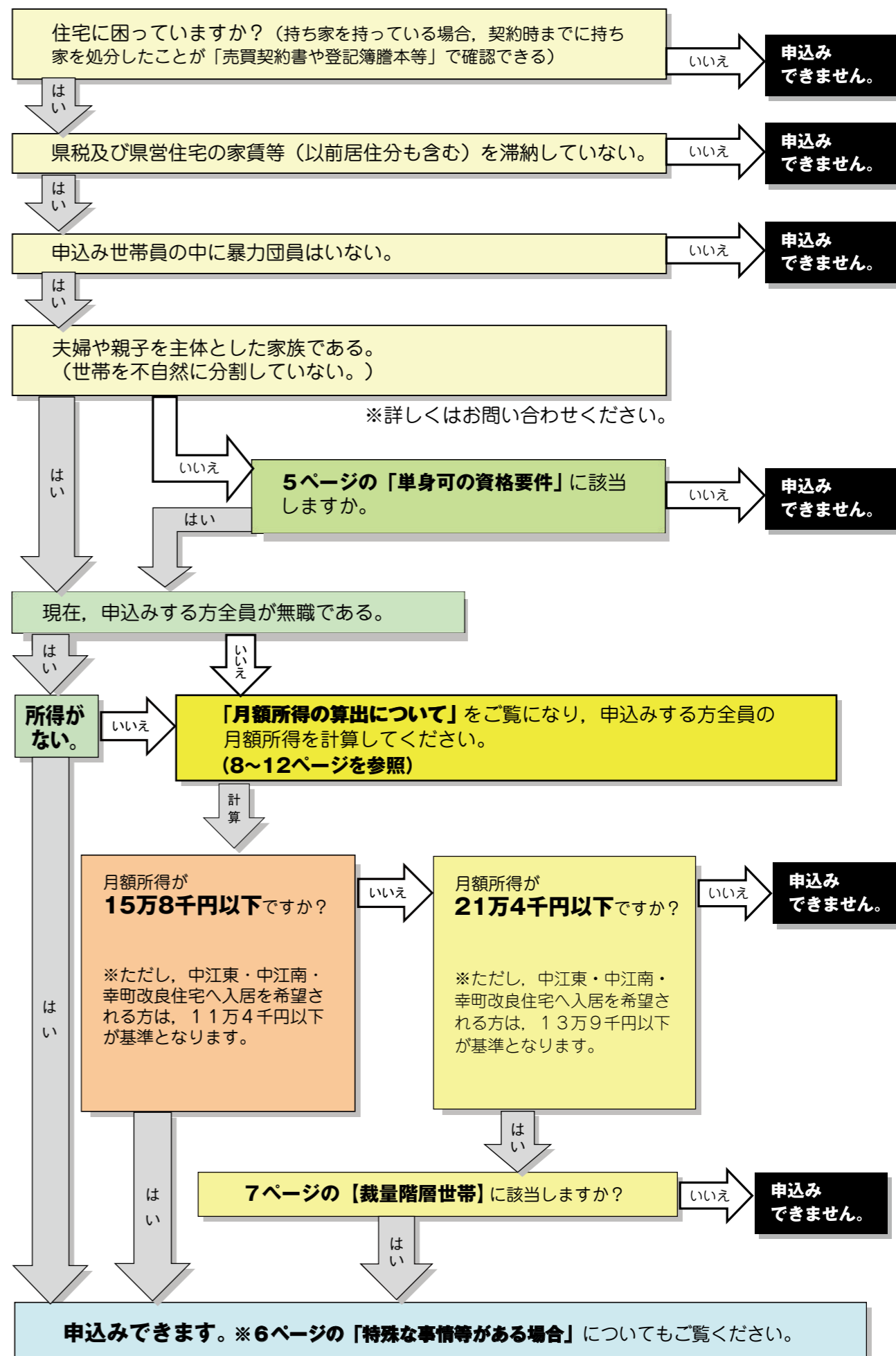
Step2 申込用紙の記入

- 15～16ページの「**申込用紙記入例**」を参考に、同封の申込用紙に**黒のボールペン**で記入していきます。
※14ページの「**抽選に際しての優遇措置**」の対象となっている場合は、必ず申込用紙の該当する番号に○印を付けてください。
- 申込用紙下部の**郵便ハガキ（抽選番号票、抽選結果通知書の2枚）**に受取先の住所・氏名を記入し、63円切手をそれぞれに貼ります。

Step3 郵送

- 申込用紙と必要書類を**専用封筒**に入れ、120円切手を貼って郵送します。申込期間最終日の郵便消印が有効となりますのでご注意ください。

申込資格確認フローチャート（あなたは申込資格がありますか？）



県営住宅の資格要件（募集区分）

共通の 資格要件	1 現在、住宅に困っていること。
	2 県税及び県営住宅の家賃等（以前居住分も含む）を滞納していないこと。
	3 同居する親族がいること。（ただし、単身可の住宅もありますので下記を参照願います。）
	4 入居者及び同居予定親族が暴力団員ではないこと。
	5 月額所得が 15万8千円以下 であること。（裁量階層※は 21万4千円以下 ）※7ページを参照願います。

募集区分	募集区分の説明と申込みできる方の要件（申込日現在）
一般向	共通の資格要件に該当される方であれば申込みできます。
単身可	<p>単身者が申込みできる住宅です。 ※2DK以下の型式または60㎡未満の床面積の住宅に限ります。</p> <p>《単身入居の資格要件》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 満60歳以上の方 2 生活保護を受けている方 3 配偶者からの暴力被害者の方 4 障害等がある方 <p>②・③に該当する世帯の方は入居後に常時の相談体制や緊急時における医療機関等への連絡等の地域における支援が可能であることが入居の前提となります。</p> <p>(1) 障害のある方 ① 身体障害者手帳(1～4級) ② 精神障害者保健福祉手帳(1～3級) ③ 療育手帳(A～B判定) ④ 障害福祉サービス受給者証・特定疾患医療受給者証の交付を受けている方。 または交付を受ける程度の方。</p> <p>(2) その他の方 ① 戦傷病者 ② 原子爆弾被爆者 ③ 5年未満の引揚者 ④ ハンセン病療養所入所者等</p>
改良	<p>入居収入基準が一般の住宅より厳しくなっていますが、さらに低れんな家賃体系となっている住宅です。</p> <p>月額所得が11万4千円以下であること。（裁量階層は13万9千円以下）</p>
若年者割当	<p>高齢者が多く、防災体制及び自治会活動の強化のために、若年者に限定して募集している住宅です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 夫婦（婚約者可）を含む世帯で、夫婦の合計年齢が80歳未満の世帯であること。 2 入居にあたり、地域防災研修会等を受講され自治会等の防災担当役員等に就任するなど、防災活動及び自治会活動等に積極的に参加できる方であること。
特別当	<p>次の特定の要件に該当される世帯に限定して募集している住宅です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 母子・父子世帯…児童扶養手当証書、母子・父子医療費受給者証等の書類写しの添付が必要。 戸籍上配偶者がなく、現に20歳未満の子を3人以上扶養している世帯。 2 老人世帯…年齢確認ができる書類の写しの添付が必要。（住民票、保険証等） 満65歳以上で構成される世帯（ただし、65歳未満の配偶者、または18歳未満の方を含んでも良い。） 3 重度の障害がある方を含む世帯…障害者手帳または療育手帳の写しの添付が必要。 (1) 身体障害者手帳（1～2級） (2) 精神障害者保健福祉手帳（1級） (3) 療育手帳（A判定）
多家族向指定	<p>多家族要件のいずれかに該当される方が申込みできる住宅です。 ※多家族向要件に該当しなくなった場合は住宅を転居していただくことになります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入居しようとする世帯員が5人以上であること。 2 入居しようとする世帯員が4人以上で満15歳以上の子を含む、または3世代以上を構成していること。
シルバーハウジング	<p>段差の解消や生活援助員の配置、緊急通報システム等を整備した高齢者向けの住宅です。 (所得に応じた利用負担金(最高で月額4,900円)が別途必要です。) ※石巻渡波・古川李坪住宅の緊急通報システム利用は、通信会社と固定電話使用の契約が必要となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 単身(満60歳以上)で申込みされる方(1LDK・2DKのみ) 2 2人以上で申込みされる方は、一方が満60歳以上の夫婦、または満60歳以上の方のみで構成される2人以上の世帯(兄弟等の民法上の親族関係にあること。)
身体障害者向(車椅子)	<p>段差の解消、埋め込み浴槽等の車椅子を使用している方に配慮した住宅です。身体障害者手帳の交付を受け、車椅子を使用している方がいる場合に申込みができます。・・・障害者手帳の写しの添付が必要。 (ケア付き住宅(柴田榎木住宅)の場合、利用負担金(最高で月額26,000円)が別途必要です。) ※身体障害者向要件に該当しなくなった場合は住宅を転居していただくことになります。</p>
事故等	<p>住宅内で以前に事件や事故等によって空家になった後、一定期間募集を停止していた住宅です。事故等の内容を公社へ確認のうえ、お申込みされるようお願いいたします。…応募要件は一般向けと同様です。</p>

県営住宅の資格要件（特殊な事情等がある場合）

※単身の方、あるいは離婚後単身になる方は、前ページの「単身可の住宅における資格要件」に該当することが必要です。

特殊な事情等がある場合の申込み要件（申込日現在）	
1 現在持ち家を所有している場合	<p>入居契約日前までに現在の持ち家を「売買契約書や登記簿謄本等」で処分したことが確認できる場合に申込みできます。</p>
2 これから結婚を考えている方の場合	<p>入居契約日前までに婚約者の方と「入籍」できる方であれば申込みできます。</p>
3 内縁の夫または妻と申込みをする場合	<p>入居契約時までに住民票で事実婚が確認できる方（未届出の夫・妻と記載）で、戸籍謄本でも他に婚姻関係が無いことを確認できる方であれば申込みできます。</p>
4 これから離婚を考えている方の場合	<p>入居契約日前までに次のいずれかの証明書類を提出できれば申込みできます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 戸籍謄本（離婚が確定する場合） (2) 裁判所発行の「事件係属証明書」（離婚訴訟等の場合） (3) 弁護士が発行する離婚協議中の証明書
5 20歳未満で申込みをする場合	<p>結婚をしている場合は、申込みできます。結婚していない場合には、申込みに親権者等の同意が必要となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 婚姻している場合 (2) 過去に婚姻していた場合 (3) 同居しようとする者として子がいる場合で、かつ、入居の申込みをするに当たって法定代理人の同意が得られているとき
6 兄弟姉妹だけで申込みをする場合	<p>申込みできます。</p>
7 現在、無職の方が申込みをする場合	<p>申込みできます。</p>
8 他県に住んでいる方が申込みをする場合	<p>申込みできます。 (申込用紙等が必要な方は、250円切手を貼り付けた返信用封筒(角2判)を公社宛に送付してください。)</p>
9 現在県営住宅や市町村営住宅に住んでいる方が申込みをする場合	<p>次の①～⑥のいずれかの世帯になった場合申込みできます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 世帯員が5人以上になった場合 ② 世帯員が4人以上になった場合で満15歳以上の子を含む場合、または3世代以上を構成している場合 ③ 世帯分離(子の結婚等)のために住宅が必要となった場合 ④ 現在別居している親と同居する場合 ⑤ シルバーハウジングや身体障害者向(車椅子)住宅に希望する場合 ⑥ 通勤や通院に1時間30分以上要するが、又は50km以上の距離がある場合



県営住宅の資格確認（所得基準）

県営住宅に申込みをする場合には、
「直近年の控除後の月額所得が**15万8千円以下**」
でなければ申込みできません。（改良住宅は11万4千円以下）

しかし、**裁量階層世帯**の場合は、**入居所得基準額が緩和**されます。

裁量階層世帯・・・次の世帯については、**21万4千円以下**で申込みます。
（改良住宅は13万9千円以下）

1 高齢者世帯

- (1) 満60歳以上の単身の方
- (2) 満60歳以上の方で構成された世帯
(18歳未満の方を含んでも良い)

2 子育て世帯

- (1) 小学校就学前の子供がいる世帯

3 障害のある方等を含む世帯

- (1) 障害のある方がいる世帯
 - ① 身体障害者手帳（1～4級）
 - ② 精神障害者保健福祉手帳（1～2級）
 - ③ 療育手帳（A～B判定）
 - ④ 障害福祉サービス受給証・特定疾患医療受給者の交付を受けている方を含む世帯。
または交付を受ける程度の方を含む世帯。
- (2) その他
 - ① 戦傷病者 ② 原子爆弾被爆者
 - ③ 5年以内の引揚者 ④ ハンセン病療養所入所者等



控除後の月額所得は8～12ページの「月額所得の算出」で計算します。

収入分位と家賃のランク・・・県営住宅の家賃は月額所得に応じて決定されます。

階層	月額所得（通常の県営住宅）		月額所得（中江東・中江南・幸町改良住宅の場合※）	
	収入分位	家賃ランク	収入分位	家賃ランク
一般階層 (裁量階層以外の世帯)	0円～104,000円	1	0円～114,000円	1
	104,001円～123,000円	2		
	123,001円～139,000円	3		
	139,001円～158,000円	4		
裁量階層	158,001円～186,000円	5	114,001円～139,000円	2
	186,001円～214,000円	6		

※ 中江東・中江南・幸町改良住宅は、入居所得基準が一般の県営住宅より厳しいですが、家賃はさらに低れんとなっています。

月額所得の算出について

入居申込みをする場合の対象となる月額所得は、入居する方全員の一年間の所得（賞与を含む）の合計額から公営住宅法上の控除を行った額を12か月で割ることにより得られます。
あなたの世帯の現在の収入を確認し、月額所得計算の方法により計算してください。

Step1 入居世帯の所得（年額）を計算する。

給与収入の方	給料・俸給・賃金・賞与等の支給された金額（残業手当・家族手当・皆勤手当等を含む。）
年金収入の方	厚生年金・共済年金・国民年金等の課税対象となる年金又は恩給の支給された金額
事業収入等の方 (給与・年金以外)	事業所得・配当所得・不動産所得等の所得（収入から必要経費を差し引いたもの。） 保険の外交・個人（企業）年金の給付金など
注意!! 計算の対象と ならない収入	1 遺族年金・障害年金・生活保護の各扶助費・通勤手当の非課税額・求職者給付金（失業保険） 児童扶養手当・子ども手当などの課税対象とならない収入については、「0円」とみなします。 2 入居契約日前までに退職する場合の収入については「0円」とみなします。 3 入居資格確認日の時点で、支給額が1か月に満たない収入は「0円」とみなします。

計算してみよう
(9～12ページ
をご覧ください。)



	給与収入の方	年金収入の方	事業収入等の方 (給与・年金以外)	合計
申込者本人の所得	円	円	円	円
同居親族(A)さんの所得	円	円	円	円
同居親族(B)さんの所得	円	円	円	円
同居親族(C)さんの所得	円	円	円	円
合計	円	円	円	① 円

Step2 控除額（世帯の状況）を計算する。

控除の種類	控除の内容	控除額の計算
1人につき		
a 親族控除	同居する親族（申込本人は除く）及び遠隔地扶養親族	38万円×（ ）人＝ 円
親族控除のほかに1人につき		
b 特定扶養親族控除	扶養親族（配偶者は除く）及び遠隔地扶養親族のうち満16歳以上23歳未満の方	25万円×（ ）人＝ 円
c 障害者控除	障害者手帳（身体・精神・療育）の交付がされている方がいる場合 ※特別障害者控除対象者を除く	27万円×（ ）人＝ 円
d 特別障害者控除	重度の障害のある方がいる場合（身体1～2級、精神1級、療育A判定）	40万円×（ ）人＝ 円
e ひとり親控除	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死が明らかでない一定の方※1で、生計を一にする子※2がいる方で、合計所得金額が500万円以下である方 ※1 配偶者の生死が明らかでない一定の方としてどのような場合が認められるのかについては、別途お問い合わせください。 ※2 この場合の子は、合計所得金額が48万円以下で、他の方の同一生計配偶者や扶養親族とならない方に限られます（子の年齢に制限はありません）。	35万円×（ ）人＝ 円 ※「h 振替基礎控除」を控除後の所得が35万円未満のときはその金額
f 寡婦控除	次の①または②のいずれかに当てはまる方で、ひとり親控除の対象ではない方 ① 夫と離婚した後婚姻をしていない方で、扶養親族がおり、合計所得金額が500万円以下の方 ② 夫と死別した後婚姻をしていない方または夫の生死が明らかでない一定の方※1で、合計所得金額が500万円以下の方 ※1 夫の生死が明らかでない一定の方としてどのような場合が認められるのかについては、別途お問い合わせください。	27万円×（ ）人＝ 円 ※「h 振替基礎控除」を控除後の所得が27万円未満のときはその金額
g 老人扶養控除 老人配偶者控除	満70歳以上の同一生計配偶者あるいは扶養親族がいる場合	10万円×（ ）人＝ 円
h 振替基礎控除	給与所得または公的年金に係る雑所得（給与所得等）を有する方	10万円×（ ）人＝ 円 ※給与所得等が10万円未満のときはその金額
合計	計（a+b+c+d+e+f+g+h）	② 円

※東日本大震災等で被害を受けたことにより「雑損失の繰越控除」がある方は、同様に控除の対象となりますので、申込み前に公社へ御相談ください。

Step3 月額所得を計算する。

$$\left(\text{① 世帯所得の合計} - \text{② 控除額の合計} \right) \div 12 \text{か月} = \text{月額所得}$$

月額所得の算出例（ふたつのケース）

ケース1 給与収入の方

夫(45歳)・・・平成8年から現在の勤務先に勤務
 妻(42歳)・・・令和2年3月から現在のパート先に勤務
 子(17歳)・・・高校生
 子(13歳)・・・中学生

step1 入居世帯の所得（年額）を計算する

夫・・・令和元年12月以前から勤務しているため、P9「令和2年分源泉徴収票」を参照

① 給与所得控除後の金額が260万円であることを確認

妻・・・令和2年1月以降に就職しているため、P10「勤務先発行の給与等支払証明書」を参照

- ① 例えば4か月分の給与の合計が40万円（通勤手当含まない）、賞与が3万円である場合
- ② 年間給与収入金額を算出する計算式により、40万円÷4か月×12か月+3万円=123万円と算出
- ③ 年間給与収入金額から、年間総所得金額を計算する方法により、123万円-55万円=68万円と算出

世帯所得の合計 夫260万円+妻68万円=328万円①

step2 控除額を計算する

夫・・・振替基礎控除10万円

妻・・・親族控除38万円、振替基礎控除10万円

子(17歳)・・・親族控除38万円、特定扶養控除25万円

子(13歳)・・・親族控除38万円

控除額の合計 親族控除38万円×3人+特定扶養控除25万円+振替基礎控除10万円×2人=159万円②

step3 月額所得を計算する

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{世帯所得の合計} \\ \hline 328万円① \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額の合計} \\ \hline 159万円② \\ \hline \end{array} \right) \div 12\text{か月} = \begin{array}{|c|} \hline \text{月額所得} \\ \hline 140,833円 \\ \hline \end{array}$$

家賃ランクは通常の県営住宅でDとなります。

ケース2 年金収入の方

夫(66歳)・・・平成24年から厚生年金と障害年金(身体障害3級)を受給

妻(61歳)・・・令和2年3月から国民年金を受給

step1 入居世帯の所得（年額）を計算する

夫・・・令和元年12月以前から厚生年金を受給しているため、P12「公的年金等の源泉徴収票」を参照

- ① 厚生年金の支払金額が312万円と確認
- ② 障害年金は、所得の計算に含まないことから「0円」
- ③ 年齢に注意し、所得算出表(満65歳以上)より、312万円-110万円=202万円と算出

妻・・・令和2年1月以降から国民年金を受給しているため、「支払通知書等」を参照

- ① 2か月毎の支給額が10万円であることを確認
- ② 計算式より、10万円(2か月毎支給額)×6=60万円
- ③ 所得算出表(65歳未満)から年齢区分を確認し、60万円→0円

世帯所得の合計 夫202万円+妻0円=202万円①

step2 控除額を計算する

夫・・・障害者控除27万円、振替基礎控除10万円

妻・・・親族控除38万円

控除額の合計 親族控除38万円+障害者控除27万円+振替基礎控除10万円=75万円②

step3 月額所得を計算する

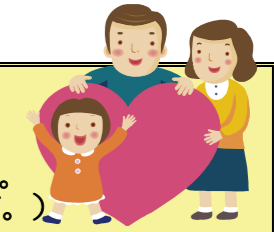
$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{世帯所得の合計} \\ \hline 202万円① \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額の合計} \\ \hline 75万円② \\ \hline \end{array} \right) \div 12\text{か月} = \begin{array}{|c|} \hline \text{月額所得} \\ \hline 105,833円 \\ \hline \end{array}$$

家賃ランクは通常の県営住宅でBとなります。

抽選に際しての優遇措置（当選率の引き上げ）について

【特に居住の安定を図る必要がある世帯に対する優遇措置】 +1

次の優遇対象世帯に対しては、抽選番号がひとつ多く割り当てられます。
 (優遇対象世帯の項目に複数該当されても、抽選番号は2つになります。)



世帯区分	要件	備考
1 母子・父子世帯	戸籍上配偶者が無く(死別・離婚・未婚)、現に20歳未満の子を扶養している世帯 (ただし、現在、児童扶養手当証書・母子父子医療費受給者証がない場合は該当しない。手続中の場合も、該当しない。)	申込用紙の抽選優遇資格確認欄の該当する箇所を○で囲んでください。 なお特別割当・シルバーハウジング・身体障害者向(車椅子)は優遇措置の対象外となります。
2 障害者世帯	身体障害者手帳(1～4級)・精神障害者保健福祉手帳(1～3級)・療育手帳(A～B判定)の交付又は障害福祉サービス受給者証・特定疾患医療受給者証の交付を受ける程度の方を含む世帯	
3 高齢者世帯	満60歳以上の方のみで構成される世帯(ただし、60歳未満の配偶者、または18歳未満の方を含んでもよい。)	
4 生活保護受給世帯	申込日現在、生活保護を受給している世帯	
5 子育て世帯	小学校就学前の子がいる世帯	
6 配偶者等からの暴力被害者	配偶者等からの暴力被害者で、婦人相談所で保護を受けているか、保護を受けた後5年を経過していない方、または裁判所で保護命令を受けた被害者で、保護命令がだされてから5年を経過していない方	
7 犯罪被害者等	犯罪により従前の住宅に居住することが困難になったことが明らかで、次のいずれかに該当することが客観的に証明される方 ①犯罪により収入が減少し生活維持が困難となった方 ②現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために該当住宅に居住し続けることが困難となった方	
8 戦傷病者等世帯	戦傷病者手帳の交付を受けている方(特別項症～第6項症、第1款症)、ハンセン病療養所へ入所されている方、原子爆弾被爆者、5年未満の引揚者	

【多数回落選世帯への優遇措置】 +1

同一申込者で10回以上落選している世帯には、抽選番号がひとつ多く割り当てられます。**(したがって優遇対象世帯で10回以上落選している場合、抽選番号は最大の3つになります。しかし、仮当選を放棄したり、斡旋の辞退をすると多数回落選による優遇措置は0カウントになりますのでご注意ください。)**

申込用紙に落選ハガキの写しまたは登録失効通知の写しを合わせて10枚分のり付け添付してください。

落選された方の名簿登録

抽選で落選した方を名簿登録します。(※1・※2)
 名簿登録の方につきましては、仮当選の方が辞退した場合等に名簿順に斡旋を行います。(※3)
 ※1 登録順番は仮当選番号の次の番号から順番で番号を付します。
 ※2 登録の有効期限は次回定期募集月の前月1日までとなります。
 ※3 斡旋する住宅については定期募集で募集した住宅(部屋)と異なる場合があります。また、その場合は住戸内の仕様(設備等)、階数や家賃額が異なる場合があります。

連番制による抽選方式

名簿登録を行うため、連番制による抽選方式としています。

【募集戸数2戸に対し申込者が10名(抽選番号①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩)の場合】
 抽選により出玉③がでた場合
 仮当選者は③④となり、次に⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②の連番順で名簿登録します。

